

平成26年11月1日

当社放送番組基準改正のご報告

株式会社エフエム大阪
代表取締役社長 田辺 善仁

平成26年11月1日に、日本民間放送連盟（民放連）の放送基準が一部改正され、施行されました。当社では、民放連の放送基準を、当社の番組基準として準用しており、あわせて当社の番組基準「エフエム大阪放送番組基準」を同日より改正いたしましたのでここにご報告いたします。

なお、放送法の規定に従い、9月25日（木）開催の「第330回番組審議会」において諮問し、妥当との答申を頂きましたことを併せてご報告いたします。

改正点

第10章 犯罪表現

5. (旧) 鉄砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように注意する。
(新) 銃砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように注意する。

第14章 広告の取り扱い

18. (旧) 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。
(新) 人権侵害や差別の助長につながるかたちで、個人情報調査・収集・利用するものは取り扱わない。

第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告

1. (旧) 医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・いわゆる健康

食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。

(新) 医療・医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。

3. (旧) 医薬に関する広告は、医療法などに定められた事項の範囲を超えてはならない。

(新) 医療に関する広告は、医療法などに定められた事項の範囲を超えてはならない。

7. (旧) 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。

(新) 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。

第 17 章 金融・不動産の広告

2. (旧) 消費者金融のCMは、安易な借入を助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。

(新) 個人向け無担保ローンのCMは、安易な借入を助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。

5. (旧) 宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取り扱わない。

(新) 宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。

以上